

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社ひさ野
代表者及び住所 大阪府大阪市旭区大宮4-15-12
代表取締役 久野 広一
2. 指名停止措置期間 : 令和5年9月15日から令和5年10月14日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社ひさ野は、大阪府発注の工事において、建設業法第7条第2号及び第26条第3項の規定に違反して、同号に規定する当該建設業者の営業所における専任の技術者を、専任を要する主任技術者として工事現場に配置した。
そのため、令和5年3月31日に、建設業許可部局(大阪府)より、建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社ひさ野が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦(内線 2511)

建設専門官 磯川 健一(内線 2512)